

## 請求書の押印省略に関するQ&amp;A

【有田川町】

質問Q		回答A
○対象となる書類		
1	押印省略の対象となる書類は何か。	請求書が対象となります。契約書は対象となりません。
2	請求書について、個人や個人事業主も対象ですか。	法人の事業者と同様に対象となります。
○押印省略の方法		
1	押印省略の場合、どのような請求書を使用すればよいのか。	請求書に「責任者氏名」「担当者氏名」及びそれぞれの連絡先(電話番号)を記載することが必要となります。また、従来の請求書でも上記の項目を追加することで押印省略可能です。
2	「責任者」とはどのような者か。	代表取締役や支店長、営業所長など、請求書を発行する権限と責任を有する役職員等のことをいいます。
3	「担当者」とはどのような者か。	この取引に関する請求書の発行や送付等の事務を担当する方のことをいいます。
4	「責任者」と「担当者」が同一の場合の記載方法はどのようにすればよいか。	「責任者」と「担当者」が同一の場合は、「責任者氏名・連絡先」を記入し、「担当者氏名・連絡先」は「同上」と記載してください。「責任者及び担当者氏名・連絡先」との記載でも結構です。
5	「責任者」及び「担当者」欄の記載は苗字だけでよいか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。
6	個人の場合について、「責任者」及び「担当者」の記載はどのようにすればよいか。	「責任者」及び「担当者」とも同個人の氏名になるので、「責任者」の氏名と連絡先が記載されていれば「担当者」は同上でかまいません。「責任者及び担当者」と記載していただいても結構です。
○電子メールによる提出		
1	請求書を電子メールで提出することは可能か。	押印を省略した請求書について、電子メールでの提出も可能です。
2	電子メールで請求書を提出する場合、請求書のファイル形式に指定はあるのか。	電子メールで請求書を提出する場合には、PDF形式に限定しています。
3	電子メールで請求書を提出する場合、送信先はどこにすればよいか。	当町の担当課もしくは担当者あてのメールアドレスに送信してください。またタイトルに「請求書」という文言を含んで送信してください。

○その他		
1	従来どおり押印を省略せずに請求書を提出してよいか。	これまでどおり押印のある請求書は提出できます。様式は従来通りで結構です。
2	押印を省略した請求書の内容の訂正について。	押印を省略した請求書について訂正がある場合には、再度請求書を作成して提出してください。
3	委任状の押印は省略できるのか。	委任状の押印は省略できません。
4	請求書をFAXで提出することは可能か。	FAXでの提出はできません。